

<b>交渉情報</b>	<b>NO.79</b>	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組信越地方本部	2017年5月15日	添付資料:1枚

## 新潟郵便局の新設に伴う基本賃金の取り扱いについて

日本郵便信越支社総務・人事部は、本日（5月15日）「新潟郵便局の新設に伴う基本賃金の取り扱い」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、NW再編に伴い雇用替えとなる時給制契約社員について基本賃金の取り扱いについて示したものです。

- (1) 雇用替えされる前の評価を引継ぎます。
- (2) 雇用替え後の基本給が、雇用替え前の基本給を下回る場合、雇用替え前の基本給を保障します。（現給補償）
- (3) 上記（2）の保障期間については、正社員の効率化に伴う異動保障期間と同様に3年間として取り扱います。

（交渉情報第22号 2016年10月13日発出関連 項番18参照）

18 異動及び雇用替えとなる社員の評価方法について明らかにすること。と求めたことに対し、

支社は、「正社員は通常の人事異動に伴う評価と同様に実施する。新潟郵便局での定量的評価基準は、処理物数等を把握の上、決定する。時給制契約社員は下記参照」としています。

### 《時給制契約社員》

対象局	雇用替え局	評価及び基本賃金（基本給＋資格給）
新潟中央郵便局・長岡郵便局	新潟郵便局	※スキル評価を引き継ぎ、基本賃金保障 ※臨時評価（3週間後）なし ※3年間の現給補償
新潟中央郵便局・長岡郵便局 以外の郵便局	新潟郵便局	※ 同上
新潟中央局・長岡郵便局	新潟郵便局以外	※ 同上

※ NW再編により雇用替えとなる期間雇用社員については同一の評価及び基本賃金となります。

支社は、「雇用替えとなる期間雇用社員（時給制）の基本給（地域別最賃＋20円（郵政最賃）＋所属長加算）は、雇用替え先の基本給を適応するとしています。

但し、信越管内においては、郵便内務に従事する期間雇用社員について、所属長加算は行っていないため、基本給は現行通り」となります。

地本ではNW再編に伴い新潟郵便局以外に雇用替えとなる期間雇用社員について特に注視し適正な賃金の保障を確認しています。

**【労使対応】** 地本への情報提供